

(別冊 1)

公民連携実証プロジェクト推進事業

＜行政課題テーマシート＞

目 次

- (1) 孤独・孤立対策 _____ (P1)
- (2) 観光消費額単価の向上 _____ (P2)
- (3) 喫煙率減少のための禁煙支援 _____ (P3)
- (4) 救急搬送時の情報共有の効率化_____ (P4)
- (5) 南区の都市魅力向上 _____ (P5)
- (6) 大阪重点犯罪被害防止活動_____ (P6)

行政課題シート（１）

行政課題テーマ	孤独・孤立対策
---------	---------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○令和 6 年 4 月 1 日に「孤独・孤立対策推進法」が施行された。 ○「孤独・孤立」とは、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、社会全体で対応しなければならない。 ○令和 6 年 11～12 月に実施した次期堺市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査（18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした調査。（無作為抽出）では、有効回答（n=1,353）のうち「孤独感や孤立感」で「現在困っている（3.2%）」「今後 5 年ぐらいの間で困るかもしれない（5.8%）」「将来は不安がある（29.3%）」と回答しており、将来に不安がある方を含めると約 40%が孤独・孤立に関して何らかの困りごと・不安を有していると考えられる。 ○本市としても、生活困窮者支援や高齢者の見守り、自殺対策など、孤独・孤立対策に資する施策を実施しているが、福祉分野だけでなくあらゆる分野で孤独・孤立の視点を含めた公民連携の取組が求められている。 ＜参考資料＞ ・【別紙 1】「孤独・孤立対策として、みんなで考えていけること」（R6.7.18） ・内閣府通知「孤独・孤立対策推進法の施行について（通知）」（R6.2.2） https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/pdf/suisinhou_sikou.pdf ・【別紙 2】R6.4.9 付け内閣府提供資料 ・お悩みハンドブック（北九州市版） https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16500297.html （求める提案の内容） ○孤独・孤立対策に資する新たな提案や既存の施策の効果的な連携体制や情報発信等につながる提案を求める。 （プロジェクトのイメージ例） ○既存の施策を活かしつつ、様々なステークホルダーが「水平的」に連携できる体制の構築等 ○福祉分野だけでなく、他分野も含めた効果的な情報発信の取組等

事業所管課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

行政課題シート（2）

行政課題テーマ	観光消費額単価の向上
---------	------------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○観光消費額単価が上昇しない - 日本人の国内旅行に関する web アンケート調査に基づく推計によると、本市の令和元年度観光消費額単価は 16,355 円であったが、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ後は、ほぼ横ばいとなっており、上昇していない（令和 5 年度は 9,424 円）。 - 一方で、日本人の国内旅行における 1 人あたり消費額は、令和元年度 37,355 円から令和 5 年度 44,034 円に増加している（観光庁 旅行・観光消費動向調査）。 ＜参考資料＞ 「堺観光戦略」 https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/kanko/senryakusakutei.files/senryaku-honpen.pdf （求める提案の内容） ○市外からの誘客と観光消費額単価の上昇を目的とし、地域経済の活性化に繋げるための新たな事業。以下のポイントを押さえること。 - 堺を訪れたくなる「ウリ」となる堺観光の魅力や強みを新たな視点で掘り起こし、PR するもの。 - 新たなターゲット層を明確に設定し、その獲得に資するもの。 - 堺観光の情報発信が強化されるもの。 （プロジェクトのイメージ例） ○新たなターゲットに届き、堺観光コンベンション協会と連携し、堺への誘客、周遊促進、消費喚起に寄与するもの。 - 観光と他業種のコラボレーション ○地域×観光×企業（製造業など）のコラボレーションにより、観光業以外の産業にも影響（経済効果）を与えるもの。

事業所管課：文化観光局 観光部 観光推進課

行政課題シート（3）

行政課題テーマ	喫煙率減少のための禁煙支援
---------	---------------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○喫煙は、がん、循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の呼吸器疾患、歯周病等の病気になるリスクを高め、周囲の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる受動喫煙も、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等のリスクを高めるとされている。 ○改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例等の主旨を踏まえ、禁煙したいと考える人が禁煙に取り組めるよう支援する必要がある。 ○さかい健康プランにおいて、健康寿命の延伸に向けた主要な健康課題の1つとして、「喫煙・受動喫煙の減少」を選定しており、喫煙率（40～74歳）の目標を令和17年に16.3%（令和2年22.0%）と設定している。 ＜参考資料＞ ・「さかい健康プラン」 https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kenkozukuri/sakai-kenko-plan/index.files/honpen.pdf （求める提案の内容） ○禁煙を希望しても、ニコチン依存症のため、個人の意思だけでは成功しないことがある。医療機関受診に抵抗を感じる方や仕事等のため相談や受診が難しい方も気軽に始められる禁煙を支援するための効果的なプログラムを募集したい。 （プロジェクトのイメージ例） ○対象者を公募し、下記のような方法により禁煙を支援する。 ・禁煙開始からの身体的・心理的变化に合わせた支援をSNS等でタイムリーに実施する方法 ・仲間がいることで禁煙を継続できる等グループダイナミクスを応用した支援方法 ○禁煙前後の主観的・客観的效果測定を行うことで、対象者の禁煙継続の強化や本市の禁煙施策の展開につなげる。 ○禁煙成功者の体験談をまとめた好事例集を作成し、これから禁煙したいと考えている対象に禁煙に取り組む始める契機となるよう周知する。

事業所管課：健康福祉局 健康部 健康推進課

行政課題シート（４）

行政課題テーマ	救急搬送時の情報共有の効率化
---------	----------------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○災害現場や事故現場において、傷病者の状態を迅速にかつ正確に判断し、関連機関を含め、確実に状況を伝達することが不可欠である。 ○現在、傷病者を医療機関へ救急搬送する際、大阪府の「ORION アプリ」の使用により、効率的に傷病者を医療機関へ搬送している。しかし、当システム上は傷病者の容態を伝えるものであり、氏名・住所等を医療機関へ詳細に伝達するものではないため、医療機関への引継ぎの際は、複写式の「傷病者搬送通知書」に傷病者の詳細な情報を手書きで記入し、医療機関へ伝達している。また医療機関では救急隊員から受領した「傷病者搬送通知書」をスキャンし、電子カルテに添付しているなど、労力を要している。 ○また、有事の際は医療資源を効率的かつ最大限に活用するため、トリアージ（傷病者の緊急度・重症度判定）を導入しているが、従来のトリアージタグは複写式の紙ベースであり、血液汚損や書き損じ、上書きされた記録が判別困難となる。また救出された場所や時間の情報を基に事後検証を実施する際、トリアージの情報を要するものの、手書きの紙をデータ化するのが困難になる。 ○このように、時間や労力を要するだけでなく、情報管理の面で課題がある。
（求める提案の内容） ○ICT 技術を活用し、スマートフォンを用いて平常時に使用している「傷病者搬送通知書」を簡単に作成し、加えて既存のトリアージタグとスマートフォンを組み合わせたハイブリッド型のスマートトリアージシステムを開発することで、効率的に情報共有ができる仕組みを構築。

事業所管課：消防局 救急部 救急ワークステーション

行政課題シート（５）

行政課題テーマ	南区の都市魅力向上
---------	-----------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○南区は、平成４年をピークに人口が減少し続けている。更に高齢者の増加とそれ以外の年代の減少により、地域の活力や持続可能性に影響を与える重要な課題となっている。 ○特に、20～30代は転出＞転入の構造が顕著であり、若年世代が住み続けたい、住んでみたいと思えるように、南区の魅力を向上させ、発信していく必要がある。 ○南区では、南区の魅力を向上させ、発信するため、令和５年度に「南区ブランド戦略」を策定し、以下の取組を実施。 ・南区ブランド“みどりとともにかなえる豊かなくらし「M&GREENs」”の立ち上げ ・SNS（X、Instagram、YouTube、ピアッツァ、LINEのセグメント配信）やホームページで南区の情報を発信 ○しかしながら、南区ブランドについては認知度が高まっておらず、かつ情報発信においては各広報媒体の強みを活かした使い分けができておらず、効果的かつ戦略的な情報発信ができていない。 ＜参考＞ 「M&GREENs」 ○堺市南区では、堺市南区政策会議にて南区ブランドの戦略や魅力の創造について議論し、みどりとともにかなえる豊かなくらし「M&GREENs」を南区ブランドとして、子どもたちへ自然を活かした学びの提供やイベントの開催、安全安心なまちづくりなどを行っています。 https://www.city.sakai.lg.jp/minami/shokaimiryoku/m-greens/index.html （求める提案の内容） ○南区ブランドの価値や認知度を高め、南区の魅力向上につながる取組 ○広報媒体の活用状況を分析し、広報媒体ごとの効果的かつ戦略的な情報発信方法 （プロジェクトのイメージ例） ○南区ブランドの価値や認知度を高めるための、現状の分析や今後の戦略案についての提案、また南区ブランド「M&GREENs」を用いた南区の魅力向上につながる取組の提案

事業所管課：南区役所 企画総務課

行政課題シート（6）

行政課題テーマ	大阪重点犯罪被害防止活動
---------	--------------

実証プロジェクトの内容など
（現状・課題） ○大阪重点犯罪とは、自動車関連犯罪、特殊詐欺、性犯罪をさす。 ○堺市基本計画 2025 において、大阪重点犯罪認知件数の KPI を 900 件以内としている。令和 6 年は目標を達成（895 件）しているが、令和 7 年は一転して 1,000 件を超えるペースで推移している。 ○大阪重点犯罪の約 6 割は、スーパーマーケット、コンビニ、公園等に一時的に駐輪している自転車のカゴ内から鞆等を盗まれる被害（車上ねらい）や自動車のナンバープレート、電動自転車のバッテリーを盗まれる被害（部品ねらい）等の自動車関連犯罪である。 ○また高齢者を狙った特殊詐欺が急増しており、令和 6 年の年間被害件数は 273 件（速報値）と過去最多、被害金額も約 5 億 9,000 万円と過去最高額となっている。 ○性犯罪は 148 件（速報値）で令和 5 年と比べ 39 件増加した。 ○本市ではこれまで、KPI の達成に向けた主な取組として、チラシ等による啓発活動、防犯灯や防犯カメラの設置、ナンバープレートの盗難防止ねじ普及活動、固定電話自動録音機器の無償貸与、固定電話に取り付ける POP や啓発動画の作成等、被害防止のための対応を行っている。 ＜参考資料＞ ・堺市内の犯罪統計 https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/bohan/chiikianzen.html ・【別紙 3】堺市の犯罪情勢 （求める提案の内容） ・啓発活動において、「自分ごと」と認識してもらう方法。 ・安価で効果的な犯罪被害防止策。 （プロジェクトのイメージ例） ・特殊詐欺の被害が多い 65 歳以上とのタッチポイントの提案。 ・車もしくは自転車の所有者とのタッチポイントの提案。 ・また、その層に訴求するような啓発活動（情報発信・イベント等）の展開。

事業所管課：市民人権局 市民生活部 市民協働課

孤独・孤立対策として、 みんなで考えていけること



令和6（2024）年7月18日
堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

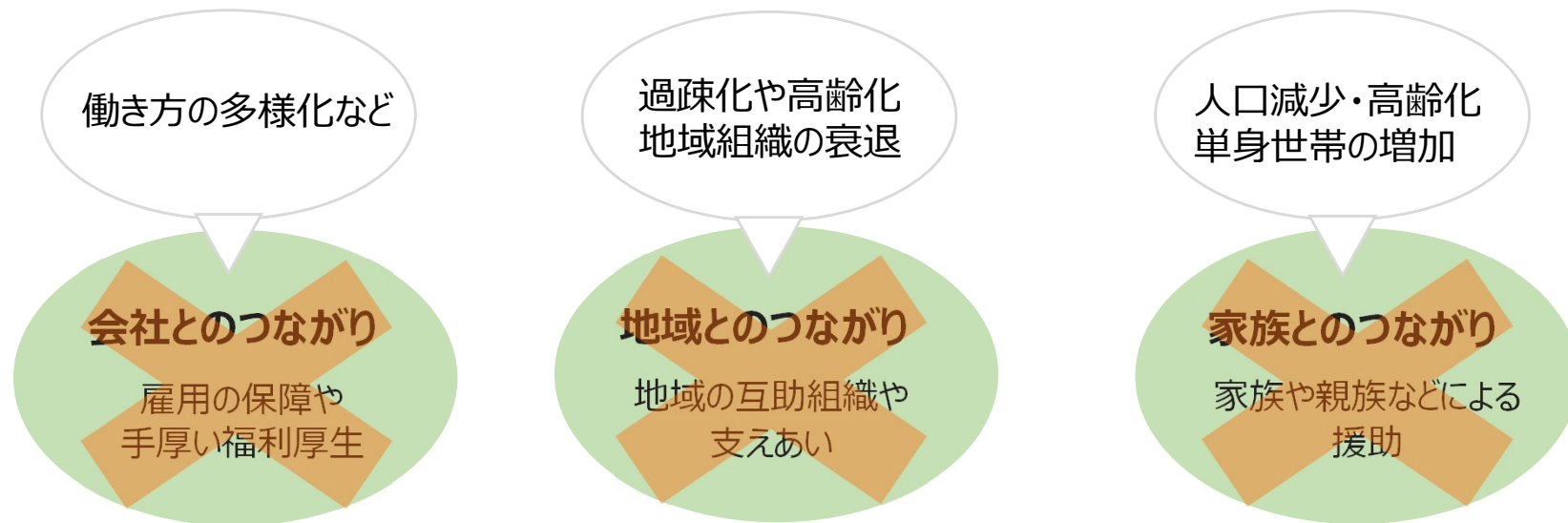
目 次

- 孤独・孤立とは（背景など）
- 孤独・孤立対策とは
- 様々な取組例

孤独・孤立とは（背景など）

孤独・孤立について（背景）

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。**



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。
- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するため、国において令和3年2月に「孤独・孤立対策担当大臣」を設置し、様々な対策を推進。
- 令和5年5月に**孤独・孤立対策推進法**が成立し、令和6年4月から施行。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態をさし、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態をさす

「**望まない孤独**」と「**孤立**」を抱える方々が政策の対象。

「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て（あくまで一例です）

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい…など



【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない …など



【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）…など

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡日常にある「**つながり**」が必要

（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「**予防**」の
観点

約4～5割の人が孤独を感じている

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より

問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

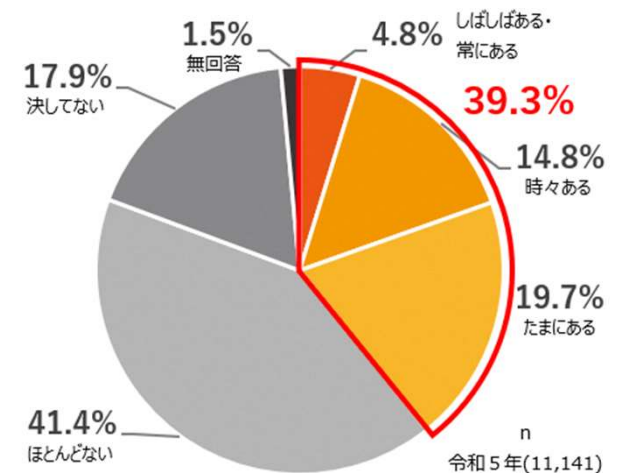
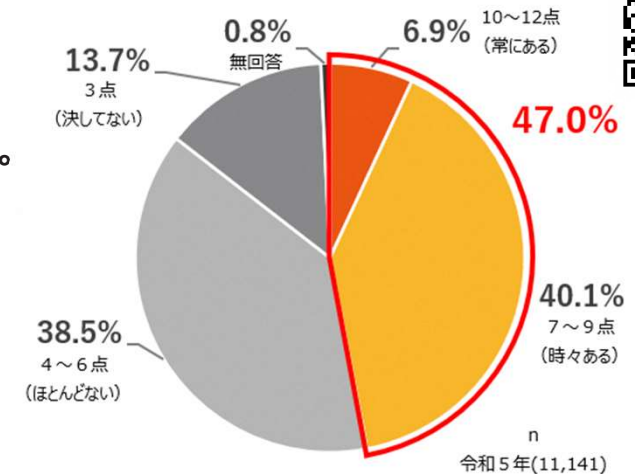
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |

・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が
47.0%

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が
39.3%



※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版 3 項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点 3 点～最高点 12 点）が高いほど孤独感が高いと評価している。

「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

孤独・孤立対策とは

国の孤独・孤立対策の重点計画について

年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要です。関係施策についても福祉分野にとどまらず多岐にわたります。

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- 孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】



(3) 見守り・交流の場や居場所を確保、人と人の「つながり」を実感できる地域づくり

- こどもの居場所づくり支援【こども家庭庁】
- 地域包括支援センターの運営、認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者の見守り活動等の推進【消費者庁】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

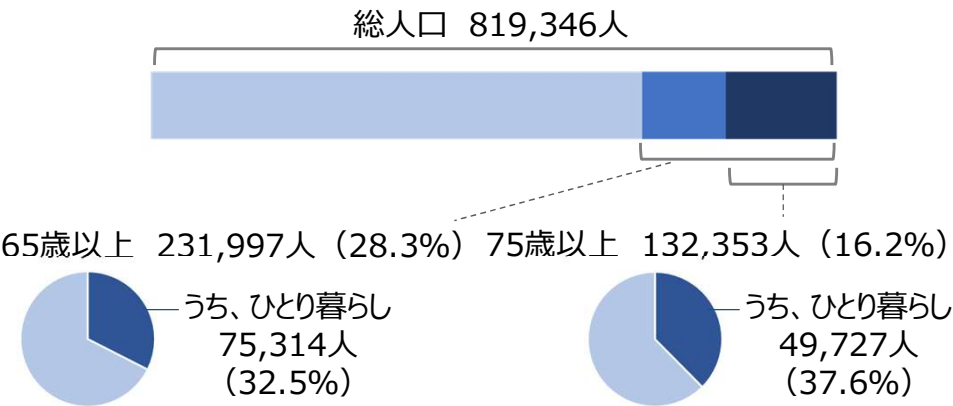
- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援（地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した支援）【内閣府】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】

堺市の孤独・孤立対策について（高齢者分野のみ抜粋）



【本市の高齢者の状況】（令和5年3月31日現在）

- ・65歳以上人口 231,997人（本市人口の28.3%）
うち、ひとり暮らし 75,314人（32.5%）
- ・75歳以上人口 132,353人（本市人口の16.2%）
うち、ひとり暮らし 49,727人（37.6%）



【高齢者の孤独・孤立対策に関する取組】

国基本方針	国重点計画（具体的施策）		本市における事業
(3) 見守り・交流の 場や居場所を 確保し、人と人 との「つながり」を 実感できる地域 づくりを行う	①居場所の確保	高齢者の通いの場の継続・再開	地域介護予防活動支援事業（自主グループ育成）、生活支援コーディネーター配置事業
		認知症カフェの普及・促進	堺ぬくもりカフェ登録事業
	②アウトリーチ型支援体制の構築	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）運営
	④地域における包括的支援体制の推進	地域包括支援センターの運営【再掲】	地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）運営【再掲】
		成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進	権利擁護事業
		民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員活動
		—	高齢者見守りネットワーク

※ 上記は一例であり、障害福祉、生活困窮、ひきこもり、子ども分野などの各分野でも取組を推進しています。

堺市高齢者見守りネットワークのしくみ

地域の皆さまによる見守り

ご近所づきあいの中で

隣近所 自治会
校区福祉委員会 民生委員児童委員
お元気ですか訪問
ふれあい・いきいきサロン
ボランティア活動 サークル活動
など



事業所などによる見守り

普段の仕事の中で

医療機関 金融機関
介護保険事業所 配食業者
新聞販売店 郵便局
電気・ガス・水道事業者
商店街 コンビニエンスストア
スーパーマーケット など

「気になるサイン」に気づいたら、関係機関にお電話ください。

結果として何もなければそれにこしたことはありません。

●各地域包括支援センター

●各区基幹型包括支援センター

●各区役所地域福祉課

緊急の場合は
消防署・警察署へ

気になるサイン — 孤立死の予防、認知症・虐待の早期発見 —

- | | |
|--|---|
| ☐ 定期的に来ていた人が最近来なくなった | ☐ 少額の買物でもいつも紙幣で払う |
| ☐ 配達したもの（新聞、弁当、牛乳など）を取り込んでいない | ☐ 季節に合わない服装をしている |
| ☐ 同じことを言ったり聞いたりする | ☐ 道に迷ったり、深夜に出歩いたりしている |
| ☐ 時間や場所の感覚が不確かになった | ☐ 最近、近所の人やお店とのトラブルが増えた |
| ☐ 大切な物を何度もなくす（通帳、印鑑、保険証など） | ☐ 毎日のようにどなり声が聞こえる |

【取組例】高齢者見守りネットワークについて

事例紹介

事例1 新聞販売店の事業所からの連絡

「新聞を配達に行くとポストに新聞がたまっています。配達中止の連絡はありませんでした。」

→介護保険サービス利用者であることが市の記録から判明したため、担当のケアマネージャーに問い合わせたところ、入院されていることが分かりました。

事例2 金融機関からの連絡

「よく来店される高齢の方ですが、見慣れない人と一緒にATMを操作して出金しています。」

→地域包括支援センター職員が訪問すると判断力が低下し、高額な商品をたくさん買わされていました。消費生活センターに連絡することに加え、認知症の専門医に診察してもらい、成年後見制度の申し立てを行いました。

市内の2,400を超える事業所が登録されています。

**高齢者見守りネットワークの詳細や登録方法は
堺市ホームページをご参照ください！**



堺市HP 二次元コード

**孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題です。**

**孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされています。**

**官・民がそれぞれの立場で、
孤独・孤立の視点をもって
事業を行うことが大切だね！**



【別紙 2】

本資料は、地方自治体の職員の皆様が、

- 孤独・孤立対策について理解を深める際
- 庁内横断的な体制を整備するためや予算要求に向けて、関係部署に孤独・孤立対策について説明する際
- 地域の関係者に、プラットフォームに参画を求めるための説明の際
- プラットフォームにおける会合の際

などに用いることを念頭に作成した資料です。

説明者や説明先、場面に応じて加工して活用ください。

「ヒカリノ」の画像を転用・加工される際は、あらかじめ、内閣府孤独・孤立対策推進室（03－3581－0167）にお問い合わせください。

目次

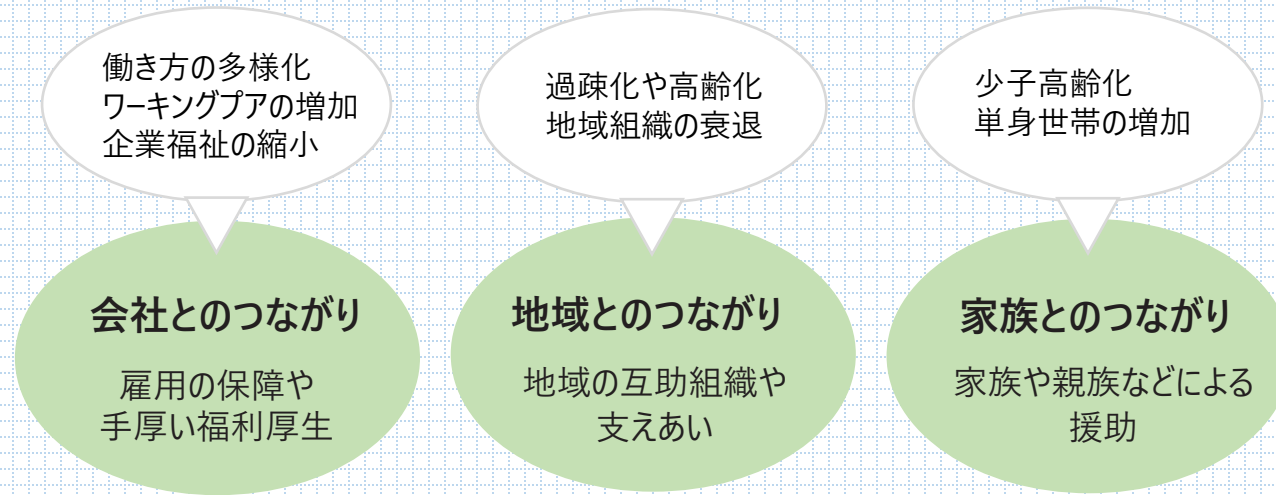
＜令和6年4月9日版＞

孤独・孤立について（背景）	2
孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）	3
孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）	4
（参考）国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①	5
（参考）国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究②	6
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より①	7
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より②	8
孤独・孤立について（まとめ）	9
政府のこれまでの主な対応	10
孤独・孤立対策の重点計画（基本理念・目指すべき姿・基本方針）	11
（参考）全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より	12
孤独・孤立対策の重点計画（具体的施策）	13
孤独・孤立対策推進法①	14
孤独・孤立対策推進法②	15
孤独・孤立対策推進法③	16
地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）	17
（参考）孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧	18
各地方自治体における対応（イメージ）	19

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

風邪をひく

×

【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

免疫力が低下している

【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度・相談窓口等による支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「**つながり**」が必要

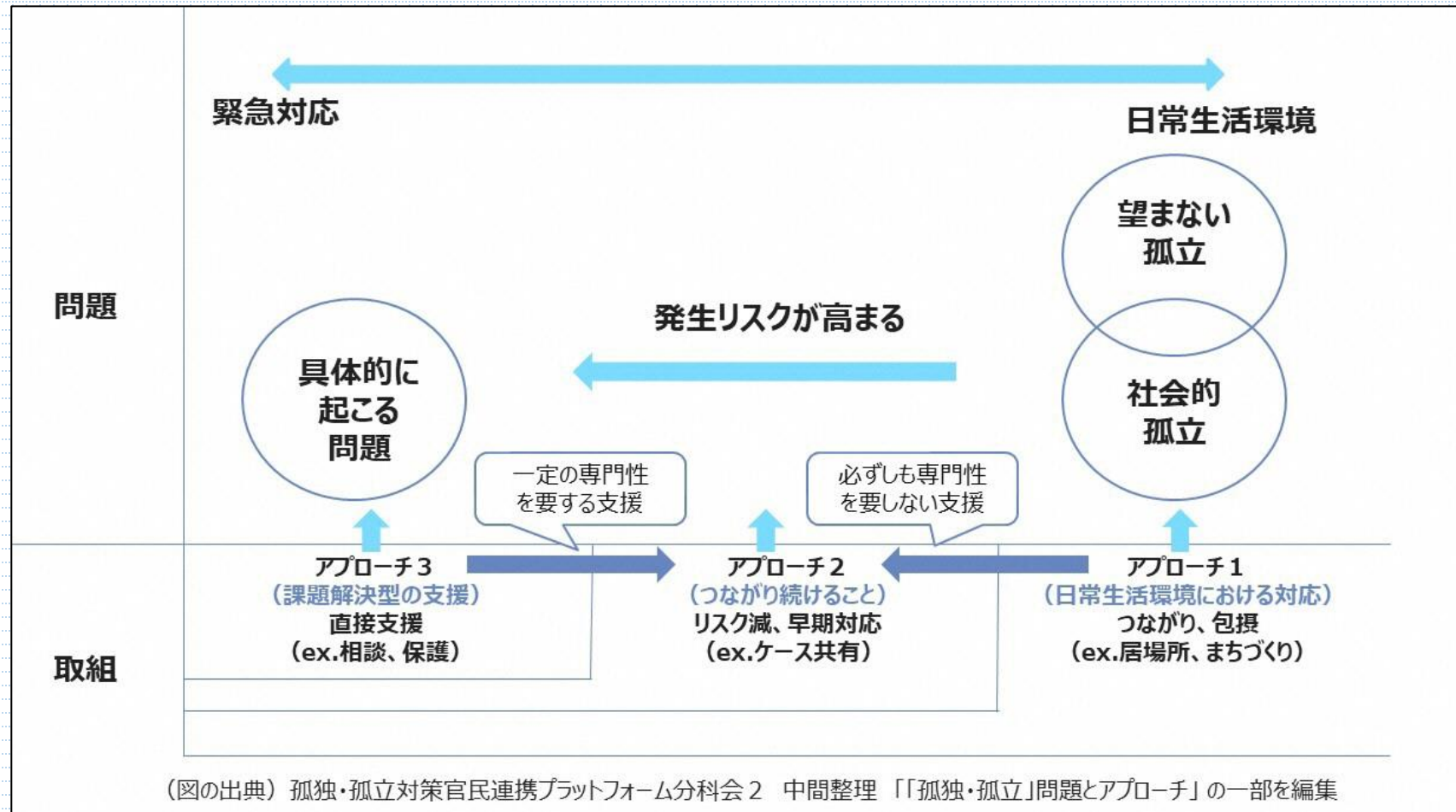
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「**予防**」の観点

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、**アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」**のみならず、**アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」**、さらに**アプローチ2「つながり続けること」**が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010) Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness 「Combatting loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか (2015) 日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
((株) 野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

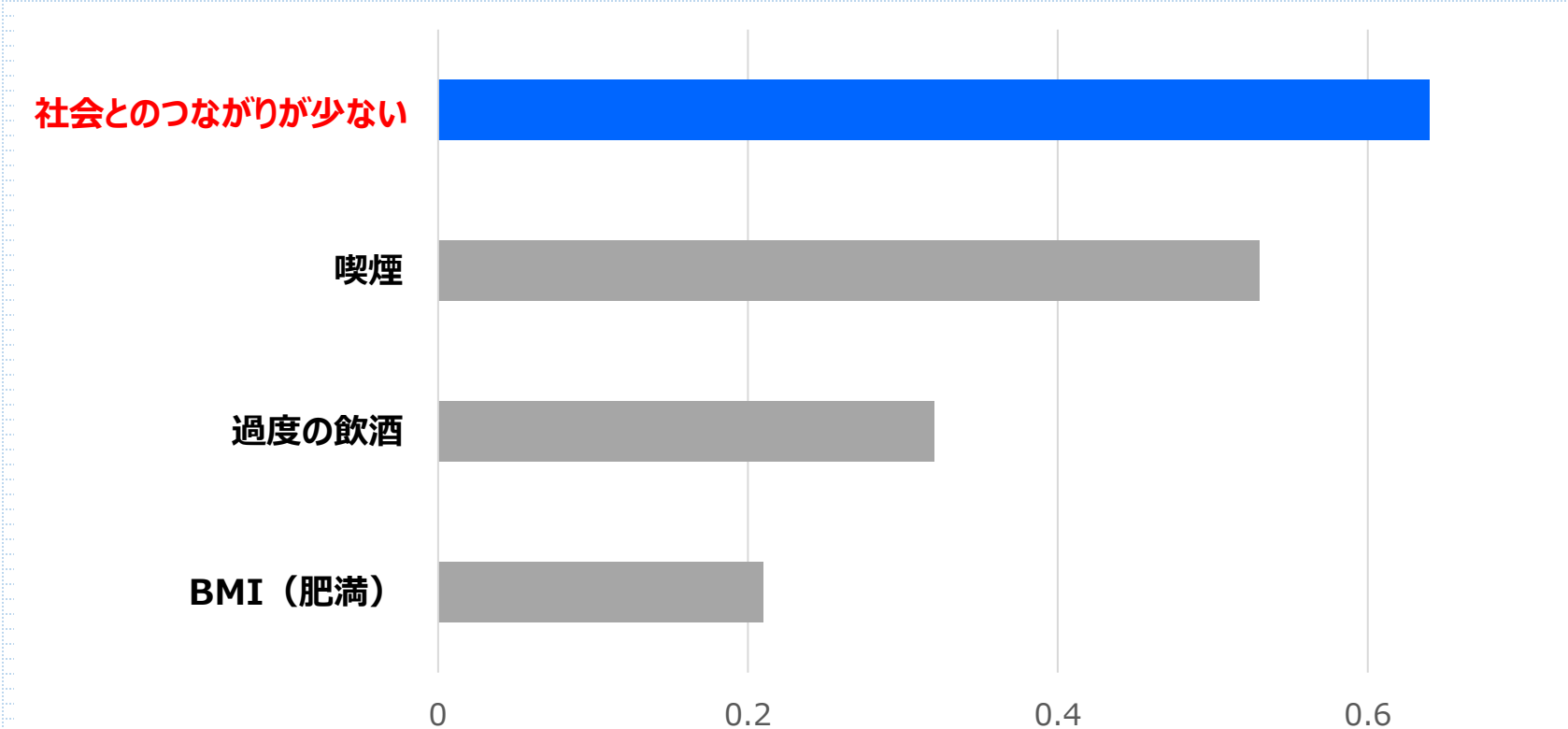
◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

生活様式が死亡率に与える影響



Holt-Lunstad J, Smith TB, Layton JB (2010) Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review. PLoS Med 7(7): e1000316. <https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1000316>

約4～5割の人が孤独を感じている

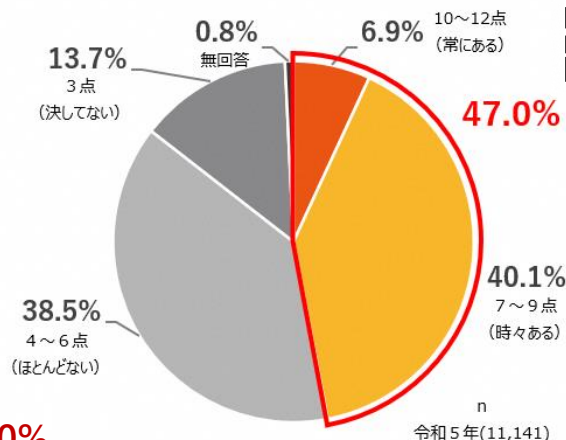
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

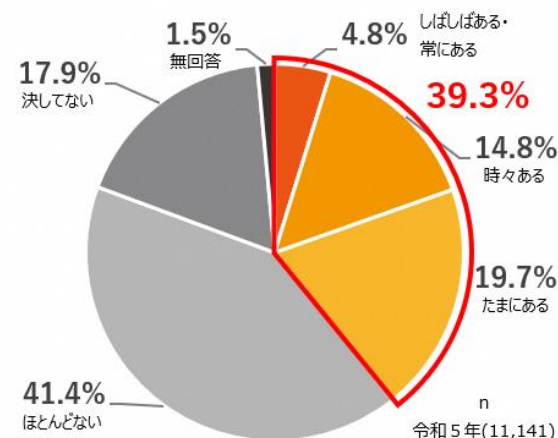
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



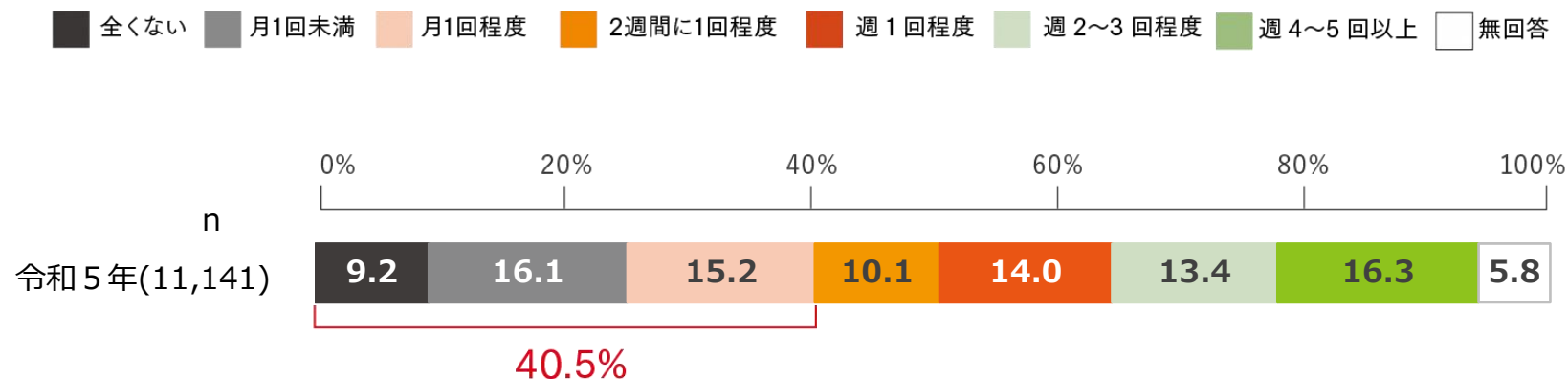
・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題。

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野だけの
ものじゃないんだ！



政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

民間団体・NPO
との対話、連携

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

政府全体での対応、
民・NPOとの連携
がポイントだね！



令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室

「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

官民連携プラットフォーム設置

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援



令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト

ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立、
こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

孤独・孤立対策の重点計画（基本理念・目指すべき姿・基本方針）

孤独・孤立対策の基本理念・目指すべき姿

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と対等につながり、人と人との「つながり」を実感できる施策を推進
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり

➡「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等）
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等）
 - ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援
 - ③ 「社会的処方」の活用
 - ④ 地域における包括的支援体制
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援）
 - ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策の重点計画
（令和4年12月26日改定
孤独・孤立対策推進会議決定）



https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku/r04/index.html

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおり。自治体における取組の検討の際の参考として御覧いただきたい。

分科会 1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

分科会 2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→



【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の連携の観点からの整理。

分科会 3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

孤独・孤立対策の重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

（1）孤独・孤立に至っても 支援を求める声を上げやすい社会とする

- 孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】



（3）見守り・交流の場や居場所を確保、 人と人の「つながり」を実感できる地域づくり

- こどもの居場所づくり支援【こども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者の見守り活動等の推進【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援（地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した支援）【内閣府】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれの
エンパワメントを目指す
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にと
どまらない多様な主体の参画
（例 文化/芸術/スポーツの市民
活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が
設置する各種機関
(保健所・保健セン
ター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等
の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の
市民活動団体
(スポーツクラブ、
文化芸術サークル、
環境保全NPO 等)
- ・生協、農協、漁協、
労働者協同組合
等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、
情報の交換を行うとともに、当事者等への
具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

(参考) 孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

各地方自治体における対応（イメージ）

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO
との対話、連携

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信
キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

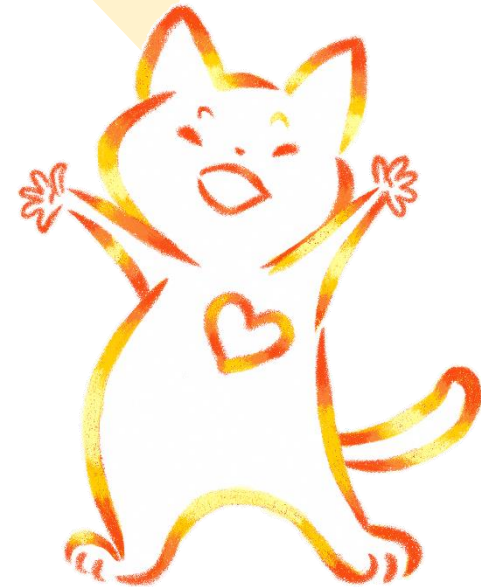
NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

福祉分野にとどまってい
たら、ボク悲しいな・・・
首長さんのリーダーシッ
プにも期待したいな。



分野横断・官民の垣根を
超えた連携が
とっても大事！



・孤独・孤立対策推進交付金（都道府県）
・地方版プラットフォーム事業（市町村） による対応が可能

堺市の犯罪情勢

資料【2-1】

大阪重点犯罪と署指定犯罪

「大阪重点犯罪」と「署指定犯罪」を対象とした「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策」について、検挙及び防犯の両面にわたる総合的な警察活動を戦略的に展開するとともに、自治体、事業者、地域住民等と連携・協働したオール大阪体制で犯罪の起きにくい安全なまちづくりを推進しています。

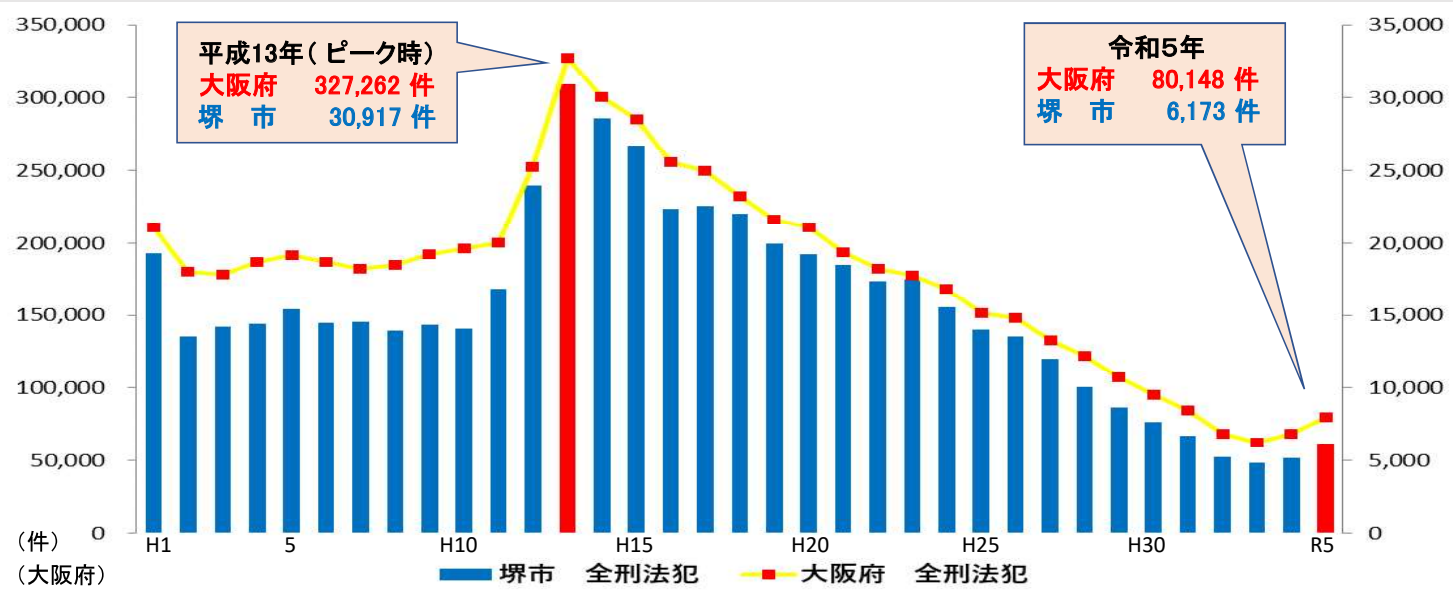
大阪重点犯罪

- 性犯罪
(不同意性交等・不同意わいせつ・公然わいせつ)
- 特殊詐欺
- 自動車関連犯罪
(自動車盗・車上ねらい・部品ねらい)

署指定犯罪

大阪重点犯罪以外で、警察署管内の発生状況から地域住民等の安全・安心を脅かし、課題等となっている犯罪のうちから、警察署長が指定する犯罪

刑法犯認知件数の推移（大阪府・堺市）



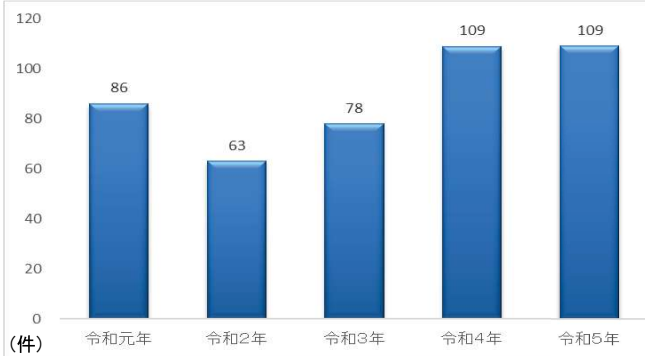
堺市における主な刑法犯認知件数

	全刑法犯	性犯罪	特殊詐欺	自動車関連犯罪		
				自動車盗	車上ねらい	部品ねらい
令和4年	5,194	109	115	94	358	237
令和5年	6,173	109	206	52	305	346
(対前年増減率)	+18.8%	±0%	+79.1%	-44.7%	-14.8%	+46.0%
府全体の件数	80,184	1,437	2,656	447	4,016	2,608
府全体に占める割合	7.7%	7.6%	7.8%	11.6%	7.6%	13.3%
令和5年5月末	2,605	39	95	26	139	193
令和6年5月末	2,439	59	105	21	92	99
(対前年増減率)	-6.4%	+51.3%	+10.5%	-19.2%	-33.8%	-48.7%
府全体の件数	32,182	588	1,085	174	1,258	1,027
府全体に占める割合	7.6%	10.0%	9.7%	12.1%	7.3%	9.6%

※ 令和6年5月末の数値は、速報値を示す。

堺市の性犯罪の情勢

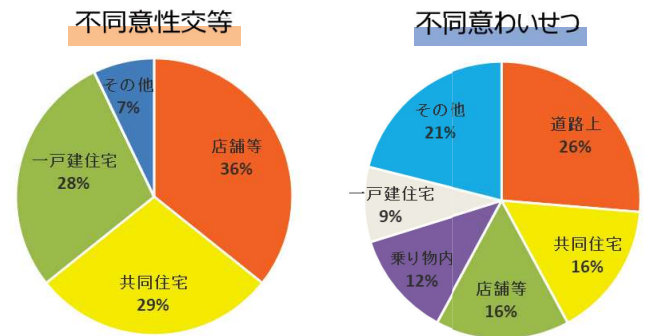
認知件数 推移(過去5年)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
性犯罪	86	63	78	109	109

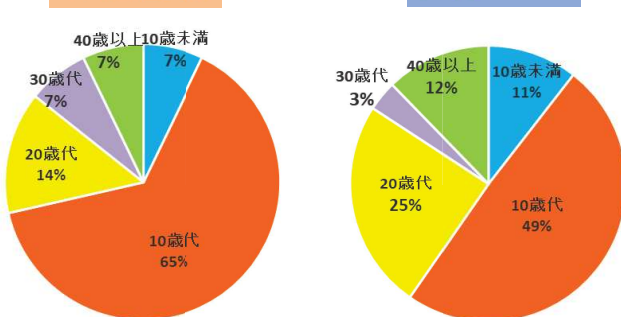
※ 性犯罪は、「不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ」の合計を表す。

【場所別】



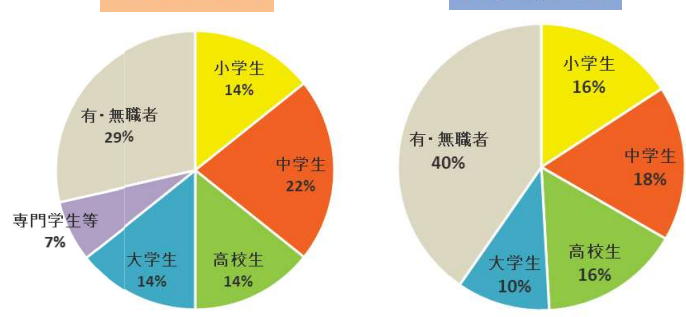
不同意性交等については、店舗等、マンション等の共同住宅で多く発生、不同意わいせつについては、道路上、店舗等、マンション等のエントランスやエレベーターホールで多く発生。

【年齢別】



不同意性交等の約79%、不同意わいせつ被害者の約82%が10歳代、20歳代を占めている。

【学職別】



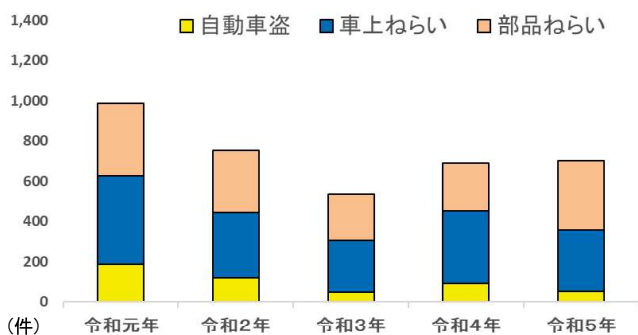
不同意性交等の約71%、不同意わいせつ被害者の約60%が学生の被害となっている。

【総評(令和5年中)】

- 性犯罪の総数は昨年と同数であるが高い値で推移している。
- 性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)被害者は、10歳代が最も多く、学職別では中学生が最も多い。

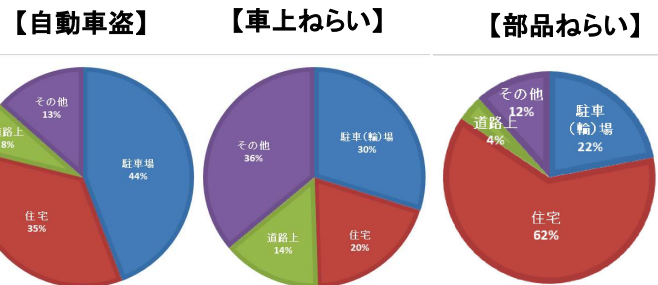
自動車関連犯罪の情勢

認知件数 推移(過去5年)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	987	754	535	689	703
自動車盗	186	118	49	94	52
車上ねらい	439	328	258	358	305
部品ねらい	362	308	228	237	346

被害場所別(令和5年中)



【総評(令和5年中)】

- 自動車盗の認知件数は52件、前年同期比42件(44.7%)減少
- 車上ねらいの認知件数は305件、前年同期比53件(14.8%)減少
- 部品ねらいの認知件数は346件、前年同期比109件(46.0%)増加
- 被害場所は、自動車盗の多くが月極や住宅の駐車場、車上ねらいでは、駐車(輪)場での被害が多く、部品ねらいは、駐車(輪)場や住宅敷地内での被害が多い。

堺市の特殊詐欺の情勢

堺市の被害状況推移(過去5年)

※ 被害金額は、千の位を四捨五入した額を示す。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	堺市	122	89	98	115	206
	大阪府	1,809	1,107	1,538	2,064	2,656
被害金額	堺市	1億5,412万	2億4,079万	2億3,805万	1億7,480万	4億6,383万
	大阪府	25億1,847万	22億4,806万	24億1,441万	31億8,615万	36億6,140万



堺市各区の被害状況

※ 令和6年5月末の数値は速報値を示す。

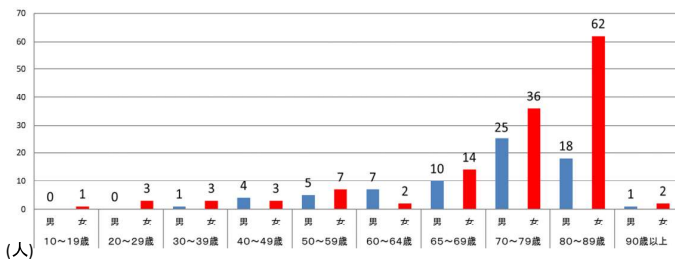
令和5年	認知件数	被害金額	前年	前年比(円)	令和6年5月末	認知件数	被害金額	前年	前年比(円)
堺市	206	4億6,383万	1億7,480万	+2億8,903万	堺市	105	2億6,292万	1億496万	+1億5,796万
堺区	42	1億66万	2,808万	+7,258万	堺区	32	1億5,104万	1,782万	+1億3,322万
北区	25	1億5,312万	2,282万	+1億3,030万	北区	8	434万	2,017万	-1,583万
西区	49	4,278万	5,596万	-1,318万	西区	15	1,196万	947万	+249万
中区	18	1,043万	2,693万	-1,650万	中区	18	1,137万	184万	+953万
南区	42	1億1,700万	2,018万	+9,682万	南区	13	5,187万	3,455万	+1,732万
東区	23	3,292万	586万	+2,706万	東区	12	2,764万	1,674万	+1,090万
美原区	7	692万	1,498万	-806万	美原区	7	472万	437万	+35万

手口別被害状況(1~5月)

※ 令和6年5月末の数値は速報値を示す。

	認知件数				被害金額			
	令和5年 (1~5月)	令和6年 (1~5月)	増減		令和5年 (1~5月)	令和6年 (1~5月)	増減	
			件数	増減率			増減額	増減率
特殊詐欺全体	95	105	+10	+11%	1億4,496万	2億6,292万	+1億5,796万	+150%
オレオレ詐欺	6	9	+3	+50%	1,690万	3,801万	-2,111万	+125%
預貯金詐欺	9	5	-4	-44%	486万	52万	-435万	-89%
架空料金請求詐欺	35	33	-2	-6%	3,016万	6,424万	+3,408万	+113%
融資保証金詐欺	0	0	±0	—	0	0	—	—
還付金詐欺	29	44	+15	+52%	2,714万	6,314万	+3,600万	+133%
キャッシュカード詐欺盗	15	9	-6	-40%	1,430万	574万	-856万	-60%
上記以外	1	5	-4	+400%	1,160万	9,129万	+7,969万	+687%

被害者【年齢別・男女別】(令和5年中)



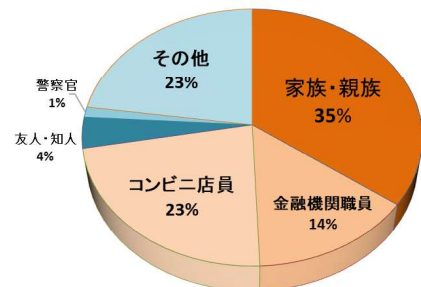
【総評】

- ・ 令和5年は前年と比較して、認知件数は91件(約79.1%)、被害金額は、約2億8,903万円増加した。
- ・ 令和6年5月末現在では、前年同期比で特殊詐欺全体の認知件数は約11%増加し、還付金詐欺、架空料金請求詐欺が被害の中心である。
- ・ 被害者の年齢別男女別では、70歳代・80歳代の女性が突出して多く、男女合わせて、65歳以上の被害が全体の約82.4%を占めた。
- ・ 第三者による未然防止のうち、家族・親族、金融機関職員、コンビニ店員によるものが約72%を占めた。

アポ電等の認知件数

	令和4年	令和5年	R6(1~5月)
アポ電	542	625	328
未然防止	88	154	63
被害認知	115	206	105

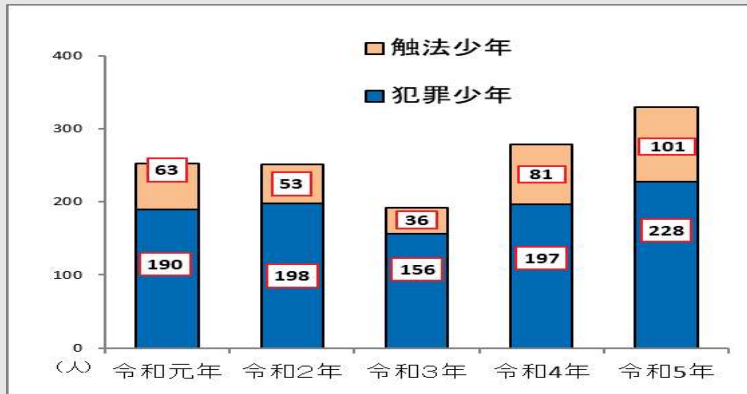
未然防止者(第三者)の内訳(令和5年中)



注) アポ電及び未然防止の件数は、堺市内を管轄する各警察署の報告を基にした件数である。(大阪狭山市を含む。)

堺市内6警察署の少年非行の情勢

刑法犯少年 検挙・補導人員（過去5年）



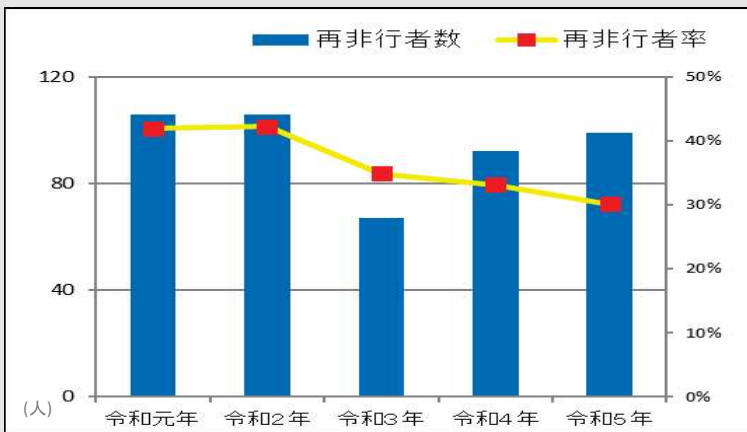
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯少年	253	251	192	278	329
犯罪少年	190	198	156	197	228
触法少年	63	53	36	81	101
少年の占める割合	19.5%	19.2%	15.9%	21.7%	22.1%

- ※ 少年……20歳未満の者
- ※ 犯罪少年…犯罪行為をした14歳以上の少年
- ※ 触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ※ 少年の占める割合…刑法犯で検挙（成人を含む）又は補導した人員のうち、少年の占める割合

刑法犯少年 検挙・補導人員（R4とR5の比較）

刑法犯（罪種別）	令和4年	令和5年	前年比
少年総数	278	329	+51
凶悪犯	13	12	-1
殺人	3	1	-2
強盗	4	2	-2
放火	1	5	+4
不同意性交等	5	4	-1
粗暴犯	48	74	+26
暴行	11	23	+12
傷害	30	47	+17
脅迫	6	3	-3
恐喝	1	1	±0
窃盗犯	148	158	+10
自動車盗	1	0	-1
オートバイ盗	24	23	-1
自転車盗	30	21	-9
ひったくり	0	3	+3
車上ねらい	2	12	+10
部品ねらい	9	10	+1
万引き	58	61	+3
その他	24	28	+4
知能犯	2	4	+2
詐欺	2	3	+1
その他	0	1	+1
風俗犯	16	15	-1
その他の刑法犯	51	66	+15
占有離脱物横領	21	12	-9
その他	30	54	+24
特殊詐欺	0	1	+1

刑法犯少年 再非行者数・再非行者率（過去5年）



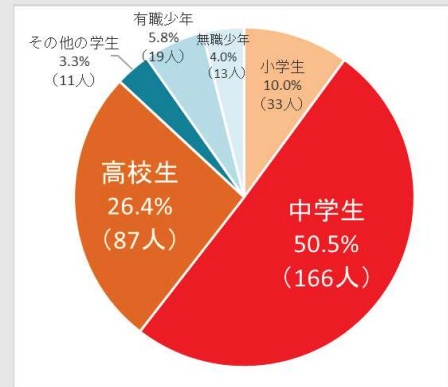
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
再非行者数	106	106	67	92	99
再非行者率	41.9%	42.2%	34.9%	33.1%	30.1%

- ※ 再非行者率…犯罪少年・触法少年のうち、過去に何らかの非行により、検挙・補導されたことのある少年の割合

【総評（令和5年）】

- 刑法犯少年の検挙・補導人員は329人で、前年より51人（約18.3%）増加した。
- 刑法犯では、凶悪犯、風俗犯はわずかに減少し、その他の罪種は増加した。
- 学職別では、中学生が約50.5%で、全体の約半数を占め、高校生と合わせると約76.9%を占めた。
- 刑法犯少年の再非行者数は99人で、前年比で7人（約7.6%）増加した。
- 特別法犯では、少年の大麻取締法等の薬物事犯は減少し、銃刀法違反等の検挙・補導人員は増加した。

刑法犯少年（学職別）検挙・補導人員（令和5年中）



特別法犯少年 検挙・補導人員（R4とR5の比較）

特別法犯（罪種別）	令和4年	令和5年	前年比
少年総数	80	89	+9
軽犯罪法	27	39	+12
大麻取締法	21	13	-8
覚醒剤取締法	1	0	-1
銃刀法	1	6	+5
児童買春・児童ポルノ法	12	3	-9
迷惑防止条例	8	12	+4
青少年保護育成条例	2	11	+9
その他	8	5	-3

注）各統計には、黒山警察署の大阪狭山市が含まれる。